

直用労務者の保安解雇手続（昭和33年1月）

直用労務者の保安解雇手続

1. 本手続は、才出外資金機関の行なういわゆる保安解雇についてこれを規制するため間接雇用労務者について基本労務契約中に設けられている手続に準じ昭和33年1月の合同委員会の決定に基づいて設けられたものである。
2. その内容は概ね次のようである。
 - (1) 保安基準
基本労務契約に定めるものと全く同じ基準を設けている。
 - (2) 解雇手続
 1. 労務者が保安上危険であると一応みなされた場合、在日米軍は当該労務者が実際に保安上危険であるかどうかについて必要な調査を行なう。
 2. 在日米各軍司令官は、労務者を保安上の理由に基き解雇する旨の決定を行なう前に、労働大臣に対し当該事案に関する意見を求める。
労働大臣は当該事案についての最終決定がなされる前に在日米軍により考慮されることが必要であると認める事項があるときは在日米各軍司令官に対し、意見を述べる。
 3. 在日米各軍司令官は当該事案に関する事実および労働大臣が表明した意見について十分に、考慮した後に、解雇の措置をとる。
 4. 労務者は解雇通知書を受領した日の後15日以内に在日米各軍司令官に対し、解雇措置について苦情を申し立てることが出来る。
在日米各軍司令官は再考慮の後、解雇措置が不当であると認めた場合には当該労務者を復職せしめ解雇した日から復職の日までの給与を支払う。
3. 本手続制定後は、才出外資金機関の行う保安解雇はすべてこの手続によらなければならないこととなった結果、米側においても保安解雇を慎重に行うこととなり、現在までに2件の保安解雇が行われたのみで何れの場合も別に問題は起こっていない。

日米調停委員会の設置及び運用（昭和33年1月）

日米調停委員会の設置及び運用

1. 本委員会は、才出外資金機関に対する裁判所及び労働委員会の管轄権について日米両国間に意見の相違が存し、これらの機関に雇用されるいわゆる直用労務者に係る労働紛争の解決が極めて困難であった事情にかんがみ、これらの紛争を事実上公正かつ迅速に解決するため昭和33年1月の日米合同委員会における合意に基づき設立されたものである。
2. 委員会は、申立に基づき、雇用及び労働の条件、解雇その他の人事措置、労働者の保護のための条件その他労働関係事項に関する才出外資金機関と直用労務者との間の紛争について調査、審問及び事実認定並びに調停を行なう権限を有し、委員会の決定については、当事者はこれを十分に尊重しなければならない。
委員会は6名の委員で構成され、3名は日本政府が、他の3名は合衆国政府がそれぞれ労働問題に関する学識経験者のうちから任命する。

また委員会には日米各国政府が任命する者で構成される事務局が設けられ、日本側は労働省労働局においてその事務を行なっている。

3. 委員会は設置以来、現在までに5件の申立を受理し、調停を行なった（1件は現在係属中である）が、いずれも両当事者が委員会の決定に全面的に服し、紛争の円満な解決をみている。